

群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会
医学系研究科部会要項

平成 31. 4. 1 制定

(趣 旨)

第 1 この要項は、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会要項第 7 の第 2 項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム医学系研究科部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 部会は、医学系研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム（以下「本プログラム」という。）の教育課程に関すること。
- (2) 本プログラム履修者の選抜に関すること。
- (3) その他本プログラム運営の基本的事項に関すること。

(組 織)

第 3 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科長
- (2) 医学系研究科医科学専攻教務委員会委員長
- (3) 医学系研究科教育研究支援センター教育研究部門長
- (4) 医学系研究科教育研究支援センター重粒子線医工学部門長
- (5) 重粒子線医学推進機構重粒子線医学研究センター長
- (6) 重粒子線医学推進機構重粒子線医学研究センター教授
- (7) 重粒子線医学推進機構重粒子線医学センター長
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(部会長)

第 4 部会に部会長を置き、第 3 の第 1 号の部会員をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、第 3 の第 2 号の部会員がその職務を代行する。

(部会員以外の者の出席)

第 5 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第 6 部会長は、部会の決定事項を本プログラム運営委員会に報告する。

(事 務)

第 7 部会の事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

(要項の改廃)

第 8 この要項の改廃は、運営委員会の議を経て、委員長が行う。

(雑 則)

第 9 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。